

しせい太陽の子保育園 重要事項の概要

令和8年4月

1 保育園の概要

名称	しせい太陽の子保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所(認可保育所)						
施設所在地	〒191-0011 日野市日野本町3丁目3番地の3						
管理者氏名	施設長 稲垣 千鶴						
開設年月日	平成18年4月1日						
連絡先	電話番号：042-586-6433 FAX 番号：042-582-7055						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の基地による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■障がい児保育 ■乳児(0歳児)保育 ■緊急一時保育 ■一時預かり保育 ■休日保育 ■年末保育 ■地域支援事業						
利用定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	6人	10人	11人	11人	11人	11人	60人
建物の規模	規模及び構造 鉄筋造り 地上3階地下1階 一部RC造 484.47㎡						

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人 至誠学舎立川
所在地	〒190-0022 立川市錦町6丁目28番地の15
代表者氏名	理事長 稲永 勝行
連絡先	電話番号：042-527-7734
設立年月日	昭和17年10月6日

3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	
施設長	1名		
保育士	12名	10名	
栄養士	1名		
調理員		2名	
看護師		1名	
保育補助		2名	
嘱託医		1名	森久保クリニック・健康管理センター
嘱託歯科医		1名	西橋歯科医院
その他		3名	事務担当者、シルバー人材センター

◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

4 保育園の目的及び運営方針等

目的	心身ともに健やかに育成する
保育目標	「生き生きとした子どもをめざして」 子どもが生き生きとした姿で生活できるよう人的・物的環境を整え、個別活動、集団活動を織り交ぜて保育を計画しています。自分の力で考えまた、子どもが自分の意志で自分をコントロールし、自立していくことを目指します。
運営及び 保育方針等	<p>〈法人設立の理念〉</p> <p>「誠の心」 創立者 稲永久一朗のことは 「少年のあやまちはその環境による」…明治 45 年少年保護事業開始 「誠の心の働きは人の心を動かし天に通ず」…3度の火災や戦争で、事業継続が危ぶまれ、苦難に耐え努力していた時、不思議と何らかの助けが与えられ、再建を果たすことが出来た経験からの信念。</p> <p>〈保育の基本方針〉</p> <p>子どもを心身ともに健やかに育成する 家庭の「育児と就業の両立」等地域の子育てを支援する。 一人一人の子どもの発達に合わせて、その成長と自立を保護者とともに温かく見守り、手伝います。</p> <p>〈モットー〉「えがお・なかよし・育ち合い」</p>

5 保育園の開園日、開園時間、保育時間(保育の必要量の区分)及び休園日

(1) 開園日

- ◆月曜日から土曜日まで

(2) 開園時間

- ◆午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで(午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分)

保育標準時間認定	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで(最長 11 時間/日)
保育短時間認定	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(最長 8 時間/日)
上記時間外での保育	上記時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、延長保育をご利用ください。 延長保育時間 午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分

- ◆保育の必要量は、「最長で保育園等を利用することができる時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

(3) 休園日

- ◆園が決めた休日

- ◆年末年始(12月29日～1月3日)

*非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。(登園前に災害に関する警戒宣言が発令された場合など)

6 保護者の負担について(利用料金等)

- ◆延長保育料

18:01～18:05	0円	18:30～18:44	450円	19:15～19:29	900円
18:06～18:14	150円	18:45～18:59	600円	19:30～19:44	1050円
18:15～18:29	300円	19:00～19:14	750円	19:45～19:59	1200円

*いずれも 1 か月のうち何日利用しても利用料金の上限は 6,000 円

- ◆副食費

4,500 円/月

*3,4,5 歳児のみ

- ◆その他

保育園 T シャツ	1000 円
-----------	--------

7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者または医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、自動の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますので、ご了承ください。	
救急・消防	管轄	日野消防署
	所在地	日野市神明 2-14-3
	連絡先	042-581-0119
警察	管轄	日野警察署
	所在地	日野市日野 590
	連絡先	042-586-0110
嘱託医	管轄	森久保クリニック・健康管理センター(小児科医：森久保 主和子)
	所在地	日野市高幡 328
	連絡先	042-594-6610
嘱託歯科医	管轄	西橋歯科医院(西橋 純)
	所在地	日野市新町 1-21-2 日河出口ビル 203
	連絡先	042-843-2921

8 非常災害対策

防犯設備	学校 110 番(非常通報装置)、玄関扉電気錠
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器
消防計画 届出年月日	日野消防署 令和 7 年
防火管理者	園長 稲垣 千鶴
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施 ◆総合防災訓練(引き取り訓練を含む)：毎年 1 回実施
災害発生時の対応 等	保護者の引取りのあるまでの間(開所時間外を含む)、引き続き児童を保護します。
災害時安否 情報メール	災害時の連絡は、アプリにて行います。この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着き、安全が確保されたら一斉に送信します。災害発生時のメッセージ送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることを、あらかじめご了承ください。
広域避難場所	中央公園
水害時の避難場所	災害の危険性が低いため、当園にとどまり待機

◆南海トラフ地震に関する情報が出た場合の対応について

「災害は忘れた頃にやってくる」と言われています。特に、地震はいつどこで発生するかわかりません。保育園においては、皆様からお預かりしているお子様を災害から守るため、全組織を挙げて対応するよう備えます。

9 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第 6 条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかに、これを市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

10 苦情解決について

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

〈苦情解決の流れ〉

- ◆保育園の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合(いずれも口頭または文書)の二通りがあります。
- ◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に言えるようにしています。

① 保育園

受付担当者	主任 佐藤 知子
解決責任者	園長 稲垣 千鶴
連絡先	042-586-6433

② 第三者委員

氏名	川瀬 健一(前東町自治会長)
氏名	中嶋 ヒロ子(前保護司)

11 保険等の加入

【日本スポーツ振興センターの災害共済給付について】

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなど保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

12 その他

(1) 諸届け

- ・1ヶ月以上休園する場合は所定の用紙で申し出て下さい。子ども部保育課にも連絡を入れて下さい。
- ・職場や住所、保育時間が変わった時は保育園、子ども部保育課へ届け出て下さい。

(2) 個人情報の保護について

- ・個人情報の保護に関する法律の趣旨を守り、保護者のプライバシーを守るため守秘義務の履行には極力気をつけ、通園が快適なものになるように努めています。
 - ・「保育ダイアリー」でお子様の写真、園便りで名前と写真を紹介しておりますが、掲載されるのが不都合な場合には、担任にお伝え下さい。
 - ・情報開示について…関係機関に開示する場合には保護者の方の同意を得て、対応させていただきます。
 - ・保育園内外での保育中のお写真、動画などの撮影はご遠慮ください。運動会、発表会などの行事の時の撮影は可能です。参観日の撮影はご遠慮ください。
- 撮影したものを家庭以外での閲覧、共有することは他の方へのご迷惑となり、予期せぬトラブルに発展する恐れがありますので十分ご配慮ください。